

議案第二十六号

三朝ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり三朝ふれあい会館の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月式拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝ふれあい会館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝ふれあい会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 三朝地区の歴史的文化的所産の保存と伝承、担い手の育成など地区住民の自主的活動を助長し、住民福祉の向上を図る拠点として、三朝ふれあい会館（以下「会館」という。）を、三朝町大字三朝八三三番地の五に設置する。

(利用の許可)

第三条 会館を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第四条 会館の利用については、無料とする。ただし、営利を伴う利用については、管理費相当額の実費を徴収する。

(管理の委託)

第五条 町長は、会館の施設設備の保全及び利用の許可に関する事務について、その一部又は全部を公

共的団体に委託することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。